

令和7年度  
あさぎり町議会第7回会議  
会議録

開会 令和8年1月15日

閉会 令和8年1月15日

あさぎり町議会

令和7年度 あさぎり町議会第7回会議会議録（第17号）						
招集年月日	令和8年1月15日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	令和8年1月15日 午前10時00分			議長	小見田 和行
	散会	令和8年1月15日 午前11時 1分			議長	小見田 和行
応（不応）招議員 及び出席並びに欠 席議員 出席 13名 欠席 1名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	小松 英一	○	8	森岡 勉	○
	2	加藤 弘	○	9	豊永 喜一	○
	3	小谷 節雄	○	10	山口 和幸	○
	4	岩本 恭典	○	11	皆越 てる子	○
	5	難波 文美	○	12	溝口 峰男	○
	6	加賀山 瑞津子	○	13	永井 英治	○
	7	橋本 誠	○	14	小見田 和行	○
議事録署名議員	7番 橋本 誠 8番 森岡 勉					
出席した議会書記	事務局長 山本 祐二 事務局書記 溝口 久志					
地方自治法第12 1条により説明の ため出席した者の 職氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	北口 俊朗	○	教育長	椎葉 勇二	○
	副町長	土肥 克也	○	教育課長	山内 悟	○
	デジタル政策審議監	長沼 宏季	○	商工観光課長	沖松 勝彦	○
	総務課長	酒井 裕次	○	農林振興課長	橋本 英樹	○
	財政課長	中村 光成	○	上下水道課長	鬼塚 拓夫	○
	高齢福祉課長	尾方 圭	○	建設課長	小田 淳	○
	生活福祉課長	緒方 理恵	○			
	企画政策課長	万江 幸一朗	○			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

## 議事日程（第17号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 陳情書の報告について
- 日程第 3 議案第51号 令和7年度あさぎり町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第 4 議案第52号 令和7年度あさぎり町水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第 5 議案第53号 あさぎり中学校管理棟他改修工事請負変更契約の締結について
- 日程第 6 報告第18号 専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について

### 本日の会議に付した事件

---

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 陳情書の報告について
- 日程第 3 議案第51号 令和7年度あさぎり町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第 4 議案第52号 令和7年度あさぎり町水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第 5 議案第53号 あさぎり中学校管理棟他改修工事請負変更契約の締結について
- 日程第 6 報告第18号 専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について

---

### 午前10時00分 開 会

●議会事務局長（山本 祐二 君） 御起立ください。礼。着席ください。

◎議長（小見田 和行 君） ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので令和7年度あさぎり町議会第7回会議を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本会議の会議録署名議

員は会議規則第124条の規定によって7番 橋本誠議員、8番 森岡勉議員を指名します。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第2、陳情書についての報告を行います。本日まで受理した令和7年度12月定例日以降の請願書、陳情書、要望書等については御手元に配付しました一覧表のとおりです。あさぎり町一般ごみ焼却処理施設建設に関する嘆願書は議長預かりとします。以上で陳情書の報告を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第3、議案第51号令和7年度あさぎり町一般会計補正予算第7号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君） おはようございます。本日も御審議よろしくお願い致します。議案第51号令和7年度あさぎり町一般会計補正予算第7号について提案致します。令和7年度あさぎり町の一般会計補正予算第7号は次に定めるところによる。第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億1,362万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ140億4,550万8,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上可決頂きますよう、よろしくお願い致します。

◎議長（小見田 和行 君） 中村財政課長。

●財政課長（中村 光成 君） それでは、議案第51号について御説明申し上げます。2ページの続きを読み上げます。第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。5ページをお願い致します。第2表 繰越明許費補正です。記載する10の事業につきまして、翌年度への繰越しをお願いするものです。詳細につきましては担当課より御説明致します。次のページをお願い致します。第3表 債務負担行為補正です。追加1件及び変更3件につきまして、債務負担行為の設定をお願いするものです。詳細につきましては担当課より御説明致します。財政課所管分です。追加の番号1 町長公用車賃借。令和7年度から令和13年度は、町長公用車のリース期間満了に伴い、次期車両の確保に必要な債務負担行為を設定するものでございます。車両納期の不安定化及び長期化の現状を鑑み、円滑な更新を期するため当初予算での計上を前倒しし今回補正予算に計上するものです。次のページをお願い致します。第4表 地方債補正です。記載する2事業につきまして、起債限度額の変更をお願いするものです。詳細につきましては担当課より御説明致します。次10ページをお願い致します。歳入です。財政課所管分につきまして御説明致します。1 枠目の目1 地方交付税につきましては、今回の補正予算の財源調整により普通交付税を増額するものです。次、12ページをお願い致します。歳出です。1 枠目の目14 基金費 節24 積立金の減債基金積立金につきましては、令和7年度普通交付税再算定分で措置された臨時財政対策債償還基金費分を積み立てるものです。以上で財政課所管の説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 酒井総務課長。

●総務課長（酒井 裕次 君） はい。総務課からは、今回の補正における給与費明細につきまして説明致します。16ページをお願い致します。一般職におきまして時間外手当が増額となるものでありまして補正額につきましては、比較の欄に記載のとおりでございます。次の17ページを

お願いします。会計年度任用職員におきましては、物価高騰対応の事業に係る事務補助としまして企画政策課で新たに1名を任用することによる増額でありまして、補正額につきましては比較の欄に示すとおりでございます。次の18ページをお願いします。増減額の明細でございますが、職員手当の増減事由としましては、時間外手当の補正でありますのでその他の増減分に区分するものでございます。以上で給与明細につきましての説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 万江企画政策課長。

●企画政策課長（万江 幸一朗 君） はい。それでは企画政策課所管分につきまして、5ページをお願い致します。第2表 繰越明許費補正につきまして、番号の1 物価高騰対応生活者支援LPガス協会補助金事業及び番号の2 生活応援給付金給付事業につきましては、年度内の事業完了が見込めないことから繰越しを行うものです。次に6ページをお願い致します。下段の第3表 債務負担行為補正の変更につきまして、令和7年12月議会で議決を経た番号の1 テレワーク施設運営管理業務につきまして、限度額に7万1,000円の差異が生じたため変更を行うものです。続きまして10ページをお願い致します。歳入になります。2 枠目、目1 総務費国庫補助金の地方創生臨時交付金は、配分額通知により物価高騰対応重点支援推奨事業メニュー分として予算を計上するものです。次に3 枠目、目1 総務費県補助金ですが今回、生活者支援として4 回目のLPガス支援を実施致しますが県負担分の財源2分の1を受け入れるものです。次に12ページをお願い致します。歳出になります。上段の目7 企画振興費における節18 負担金補助及び交付金の1 行目、物価高騰対応地域公共交通事業者支援負担金は、住民生活や経済活動を支えるくま川鉄道株式会社に対し、安定的な事業の維持を目的として支援するもので管内市町村で総額500万円のうちあさぎり町分を計上するものです。次に物価高騰対応生活者支援LPガス協会補助金につきましては、県が委託するLPガス協会に対し県及び町分を合わせて計上するものです。次に目2 1 生活応援給付事業費ですが、節1 報酬から節18 の生活応援給付金の各費目につきましては、令和8年1月15日を基準とした住基登録者に対して1人当たり2万円を支給しますが、75歳以上の方につきましては1人当たり5,000円を上乗せする形で生活応援券を支給するもので、それらに伴う経費ということになります。説明は以上となります。

◎議長（小見田 和行 君） 緒方生活福祉課課長。

●生活福祉課長（緒方 理恵 さん） はい。生活福祉課所管分につきまして説明申し上げます。10ページをお願いします。歳入です。2 枠目の2 段目、目2 節3 児童福祉総務費補助金です。説明の1 行目は、物価高対応子育て応援手当支給事業における1人当たり2万円の手当1,972人分、2 行目は、同手当支給事業に係る事務費についてそれぞれ国から補助金を受け入れるものです。13ページをお願いします。歳出です。1 枠目の目1 節3 から節12 までは、物価高対応子育て応援手当支給事業において必要となります封筒代や郵送料など事務費に係る経費を計上しております。同枠内節の最下段、負担金補助及び交付金の説明 物価高対応子育て応援手当は、対象児童1人につき一律2万円の手当1,972人分を見込んで計上しております。その下です。こども食堂物価高騰対応支援金は、物価高騰がこども食堂の運営に影響を与えていることを踏まえ、こども食堂を運営している団体に支援金を給付することとして計上しております。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 尾方高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（尾方 圭 君） それでは、高齢福祉課所管分について説明致します。5ページをお願い致します。第2表 繰越明許費の追加です。3番の施設開設準備経費補助金は、町内介護施設整備後の運用開始が年度内では見込めないことから翌年度への繰越しを行うものです。10ページをお願いします。歳入です。3枠目の目2 民生費県補助金の施設整備準備経費補助金は、町内の介護施設が増床を行うため運用開始までの準備経費として県補助金を受け入れるものです。なお、受入れた同額を支出するため町の持ち出し分はありません。12ページをお願いします。歳出です。2枠目、目2 老人福祉費の施設開設準備経費補助金は歳入で説明しました県補助金と同額の計上で、経費の対象としましては、運用開始前6か月分の人件費や増床に伴う備品や消耗品などになります。以上で高齢福祉課所管分について説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本農林振興課課長。

●農林振興課長（橋本 英樹 君） はい。農林振興課所管分について説明致します。5ページをお願いします。繰越明許費 番号4 農業用機械等高騰対策支援事業につきましては、事業実施期間が令和8年度に及ぶことから補助金交付事務が年度内に完了しないため翌年度に繰越し、事業を実施するものとしております。次に13ページをお願い致します。3枠目1段目、目4 農業振興費 節18 負担金補助及び交付金 説明 農業用機械等高騰対策支援金は、町内で出荷販売等を目的として農業を営む者で認定農業者、認定新規就農者以外の者が導入する機械等に対し、税抜費用の2分の1以内で上限15万円を支援するものです。2段目、目9 畜産事業費 節18 負担金補助及び交付金 説明 畜産業飼料高騰対策支援金は、町内の畜産経営体の飼料に要する経費に対し、飼料高騰額の15%以内で上限20万円を支援するものです。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 沖松商工観光課課長。

●商工観光課長（沖松 勝彦 君） はい。それでは商工観光課所管分の説明を致します。5ページをお願い致します。第2表 繰越明許費補正になります。番号5の商工会補助金キャッシュレス決済推進事業につきましては、物価高騰や人手不足の影響を受けている商工会会員を対象に一般消費者の利便性の向上につながるデジタル化に係るキャッシュレス決済を導入するにあたり、年度内完了が見込めないため繰越しをお願いするものです。次に6ページをお願い致します。第3表 債務負担行為補正の変更でございます。番号2の商工コミュニティーセンター管理業務につきましては、12月の補正予算で議決を頂いておりましたが、8年度における安定的な施設の維持管理を確保するために委託期間を1年とし、今年の1月1日から最低賃金が改定されたことにより限度額の増額変更をお願いするものです。次に番号3のおかどめ幸福販売店管理業務につきましては、6月補正で議決を頂いておりましたが補正前では令和7年度から公募期間を含め令和12年度までの5年間としておりましたが、次期候補者選定に至らなかったため次期指定管理者につきましては、1年間の委託期間として業者選定を行うために債務負担行為の補正の変更をお願いするものです。次に14ページをお願い致します。歳出です。1枠目の目1 商工総務費 節18 負担金補助及び交付金で町商工会補助金を増額計上するものですが、商工会会員を対象にキャッシュレス決済を推進するために決済手数料の一部を補助するものです。以上で商工観光課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 小田建設課長。

●建設課長（小田 淳 君） 建設課所管分につきまして説明致します。5ページをお願いします。繰越明許費を設定するものでございます。6番の道路維持管理車両更新事業につきましては後ほど説明します作業員の公用車の購入であります。車両納期の不安定化及び長期化の現状を鑑み円滑な更新を期すために、当初予算計上を前倒しし本補正予算に計上しておりますが、年度内の納車が見込めないため繰り越すものです。7番の道路維持補修事業、8番の自転車道整備事業、9番の歩道整備事業につきましては、今回、国の補正分ではありますが事業期間が十分に確保出来ないということで繰り越すものです。10番の公共土木施設災害復旧事業につきましては、現在施工中の町道立野線災害復旧工事U工区になりますが、床掘作業中に山側法面が崩壊したことにより、施工方法の協議に時間を要したことにより年度内での竣工が見込めなくなりましたので繰り越すものです。10ページをお願いします。歳入でございますが、2枠目の目5土木費国庫補助金 節2道路橋梁費補助金につきましては、国の補正予算で補助金の配分がありました道路事業に関しまして追加するものです。4枠目の目3農林水産業債 節2農村地域防災減災事業債は、県で実施されております清願寺ダムの設備改修に対しての事業費の増加により町の負担金の財源として借り入れるものです。目5土木債 節1道路橋梁債につきましては、今回計上しております道路事業の財源と致しまして補正予算債を借り入れるものです。13ページをお願いします。歳出でございますが3枠目の目17清願寺ダム管理費 節18負担金補助及び交付金につきましては、今回追加で予算計上するものです。14ページをお願いします。2枠目の目2道路維持費 節14工事請負費につきましては、国の補正予算により追加するものであります。舗装補修が2路線、法面对策が1路線、自転車道整備が1路線分を計上しております。節17備品購入費につきましては、作業員用のトラック1台を計上しております。目4道路改良費 節14工事請負費につきましては、岡原免田線の通学路整備を追加するものです。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 鬼塚上下水道課課長。

●上下水道課長（鬼塚 拓夫 君） はい。それでは、上下水道課所管分について説明致します。13ページをお願いします。2枠目、目10水道費 節18負担金補助及び交付金は、物価高騰により影響を受けた生活者や事業者を支援するため、水道事業において2か月間水道使用料の基本料金分について減免を行うため、その減免分について繰り出しを行うものです。説明は以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） はい2点ほどお尋ねを致します。13ページにありますこども食堂についてですけれども今回は物価高騰ということでの対応で支援をしていただきますが、これについては非常に郡市でもあるいは県内でも組織化された事業体に対してですね、様々な支援がなされてるようです。ですのでこれについて継続的な支援をですね、考え方を持っておられるのかということが1点と13ページのこども応援手当とその前ですね生活応援券、これについては、現金とそれから応援券ということですのでこれはこちらのほうは現金での給付ではないというふうに理解してはいますけど。この考え方についてですね、質問をさせていただきたいと思っております。

◎議長（小見田 和行 君） 緒方生活福祉課課長。

●生活福祉課長（緒方 理恵 さん） はい。1点目に御質問頂きましたこども食堂の支援金でございます。今年度につきましては、物価高騰に伴うというところで支援金として計上させていただくものですが、来年度以降、補助金という形で当初予算のほうで計上していきたいというところで現在検討しております。近隣の町村等々の状況もしっかり精査しながら、8年度からは補助金という形で国の補助と町からというところも考えて、今現在進めているところでございます。あと2点目ですが子育て応援手当につきましては、口座のほうへ直接2万円を振り込むという形で進めることにしております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 万江企画政策課課長。

●企画政策課長（万江 幸一朗 君） はい。2点目の御質問で、生活応援券ということで本年度第1回目に実施をしておりますが、生活応援券という形で住民の皆様方に配布を致しまして、それをもとに例えば買物等ですね、いろんところで使っていただくと。言わば現金ではなくてそういう形になりますが、これには単なるその物価高騰対応というところでは、地域の振興も考えた上での事業ということで位置づけをしているところです。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） はい。そういうですねいわゆる地域経済への支援ということも考えられたというふうに理解は出来ます。一方ですね子ども応援手当のほうは現金を給付されるということなんですけど、これは何か国のほうでのお考え方によってこういう仕分というかですね、現金にされてるのか。こちらも考えようでは、応援券というふうなこともひとつの考え方としてあるのかなと思うんですけど。その点については、何かこう根拠とされるものがあるのか伺いたいと思うんですけども。

◎議長（小見田 和行 君） 緒方生活福祉課長。

●生活福祉課長（緒方 理恵 さん） はい。こちらにつきましては国で決定された手当になりますけれども、給付額、対象児童子供1人につき一律2万円という形で決定がなされておりますので、それを受けまして2万円というその現金の支給を考えたところでございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） はい。ということは結局ですね歳入に戻れば、これは民生費と総務費の国庫補助ということで仕分をされてるのでその算定根拠というのが国のほうから示されているというふうに理解してよろしいでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 緒方生活福祉課長。

●生活福祉課長（緒方 理恵 さん） はい、そのように理解いただければと思います。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） ほかに質疑ありませんか。岩本議員。

○議員（4番 岩本 恭典 君） すいません商工会補助金のキャッシュレス決済事業費の500万の計上のちょっと内訳をちょっとお聞かせ頂ければと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 沖松商工観光課課長。

●商工観光課長（沖松 勝彦 君） はい。ただいまの御質問にお答え致します。今回の積算根拠につきましては、1事業所当たり上限の5万円と。そして該当事業所さんが今見込みとしましては100事業所の500万ということで今予算等を計上しているところでございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 岩本議員。

○議員（4番 岩本 恭典 君） この補助事業というのは、ちょっと確認ですけど3年間だったですかね。1年限りだったですかね、ちょっとその辺を。

◎議長（小見田 和行 君） 沖松課長。

●商工観光課長（沖松 勝彦 君） はい、今予定としましては一応3年間の継続事業で導入等の推進を図りたいという趣旨で計上する予定でございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 岩本議員。

○議員（4番 岩本 恭典 君） 3年間ということなんですけどこれを導入した場合にですねやっぱりこれをしたから導入したってということになると、そのあとの3年以後の負担がちょっと気になったものですから。その辺の部分はまだ考えてないということでもよろしいですか。

◎議長（小見田 和行 君） 沖松課長。

●商工観光課長（沖松 勝彦 君） はい。今回ですね、初めてキャッシュレス決済を商工会会員さんを限定として受入れを導入をしますその経過を見ることも踏まえてですね、3年間ということで上限を今設定をさせていただいているところでございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） ほかに質疑ありませんか。難波議員。

○議員（5番 難波 文美 さん） はい。今回補正ということでたくさんの物価高騰支援が出ておりますけれども、先ほどの同僚議員からもございましたが現金であったり、チケットであったりという形になっております。毎回この補正を見た時にですね、高齢者であったり、あるいは児童であったりというところの支援というのは非常に年々手厚くなっているのは感じております。ただ本当の困窮をしている生活に対して非常に不安を持って生きているという世代というのは現役世代ではないかと私は思っておりますし、実際に町民の中からそういう声も多々聞いております。この現役世代への支援というのがですね、余り感じられないという方の声がございしますが、町長は今回の補正に対してのですね、現役世代へのこの失われた30年間ということで非常に賃金も上がってない状況、こういうところで一生懸命高齢者を支えたり、子育て世代を支えたりしている現役世代の方たちに対しての支援、そういうものについてどのようなお考えをお持ちなのでしょう。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。現役世代と申しましてもですねやはり生活応援券に関しましても一律2万円は支給致しますし、そして農業面においてもですね、現役世代の方への助成となっているということから、物価高騰支援という形では、今回現役世代へも十分配慮したつもりではございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 難波議員。

○議員（5番 難波 文美 さん） はい。今回の件に関してはということでの答えでございましたが、やはりこの人口が減少していく中で必死に生活を支えている現役世代へのですね支援というものも、町独自のものもこれから検討していただきたいと思ひまして質問を致しましたので、それについても今後ともよろしくお願ひ致します。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。子育て支援に関しましてもですね、結局、現役世代にはね返ってくるものだというふうには私は思っておりますので、今後もですねさらに充実した支援ができればというふうに思っております。

◎議長（小見田 和行 君） ほかに質疑ありませんか。加賀山議員。

○議員（6番 加賀山 瑞津子 さん） 私は反対に今までですね、若者・子育てに力を入れていらっしゃる町がですね、75歳以上の年金生活の方へも今回目を向けていただいたってというのは、一步町のオリジナルが出たんじゃないかなあと感じてる1人ではございますが、この75歳以上の年金生活者の方を対象にされる年齢の基準は2月1日付けで75歳以上の方が該当されるのかなというところが1点です。お尋ねですね。実際に繰越明許になりますので、配布があるのが年明けでその時には75歳になっていらっしゃる方がいらっしゃるの、そこをいつの段階で75歳っていうのをちょっと明確にきちんと出しておかないと、せっかくももらえるって思った方がもらえなかったってなっちはいけないなっていうのをちょっと1点心配しております。それと今回あさぎりは2万円という金額を出していただいておりますが、多分新聞とかで、あさぎり町は2万円給付になりますって言った時に「いつもらえるのだろうか」っていうふうなお問合せがあると思うんですが、大体の予想としていつぐらいに住民の方の御手元にその応援券が届く計画をされていらっしゃるのか、2点お伺いします。

◎議長（小見田 和行 君） 万江企画政策課課長。

●企画政策課長（万江 幸一朗 君） はい。まず第1点目のお尋ねですが、75歳ということで一応年齢を区切っていますところは、基準日と致しましてはですね、本年令和8年の1月15日の住基登録者というところなんです、75歳以上の方につきましては、今年度、令和7年度ですね。ですので厳密にいけば令和8年の4月1日までということで75歳を迎えられる方を対象とするものです。それから今後のスケジュールにつきましては、現在その準備をですねやろうかということになっておりますが、とにかく緊急的に準備をしたとしてもですね、中々町だけで行えるものではなくて、関係機関とも連携をしながらですね、やっていく必要があるということで一応配布につきましては、現時点ですが4月の中旬、4月の20日ぐらいまでには配布をしたいということで考えているところです。ですのでこれはあくまで現時点なんです、今年の5月の1日から使用したいと、使用ができればと。しかもその使用期限なんですなんです、4か月間。第1回目は3か月間というところで使用期限を設けておりましたが、今回につきましては金額も多ございますので、一応4か月間とろうというところで現在、協議をしているところです。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 加賀山議員。

○議員（6番 加賀山 瑞津子 さん） 年度末を挟んでの事業の対応となりますので役場の職員の方には大変御苦労かけると思いますが、非常に町民の方がわくわくできる取組だと思いますのでよろしくお願い致します。

◎議長（小見田 和行 君） ほかに質疑ありませんか。小谷議員。

○議員（3番 小谷 節雄 君） はい。歳入のほうでございますが、今回の地方創生臨時交付金。今回の補正計上額が国から示されておりますところのあさぎり町の限度額を全て計上を頂いてい

るのか。そうでなければ限度額はお幾らぐらいを国が示されているのかが1点と、もうひとつは、同様の考え方でございますが、普通交付税も今回財源不足分を充当計上されていると思いますが、追加、再算定と申しますか今回の経済対策、物価高騰対策分としての普通交付税算定追加算定額を、がこの今回の補正予算の計上額なのか。ちょっとこれそれ以外の分も入っておりますのでちょっとその辺の数字が私よく理解出来ておりませんので、経済対策、物価高騰対策分としての交付金と交付税。追加交付税の交付予定額。その2点をちょっとお尋ねをしたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 万江課長。

●企画政策課長（万江 幸一郎 君） はい。今回配分額通知によりましてあさぎり町の限度額2億4,856万9,000円ということで計上をさせていただいておりますが、今回の歳出における各事業、物価高騰対策事業につきましては、それ以上の予算をもって計上がなされております。しかしながら、ほかにもですね現在検討中の事業をとというものもございまして、それにつきましては3月の補正、もしくは当初予算ということも含めたところで今検討をしているところであります。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 中村財政課課長。

●財政課長（中村 光成 君） はい。今回の物価高騰対策に対応する令和7年度の普通交付税の追加交付につきましてですが、今回の物価高対応としまして臨時経済対策費という臨時の費目が設けられまして、これに対して1億1,715万5,000円が交付をされております。今回7号補正における物価高対応に係る一般財源の投入額は1億2,652万9,000円ということで差引きの937万4,000円を超える形で追加交付を超える形で留保財源も活用しながら、今回の7号補正を編成しているところでございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 小谷議員。

○議員（3番 小谷 節雄 君） はい。今お答えを頂きましたが、ということであれば、今後追加で3月の補正予算あるいは新年度の当初予算で対策を検討されておるということでございますが、その分についての交付金あるいは交付税の追加交付分というのの財源的な余地はもう今回の今日計上頂いてる提案頂いてる予算の中でほぼほぼ使い切っているというような、そういうふうな理解をいたしましたけどそれ、そういうことでございますかね。

◎議長（小見田 和行 君） 中村課長。

●財政課長（中村 光成 君） はい。企画政策課長から答弁がありました今後検討している事業につきましては、町の一般財源の留保財源で対応するような形で今のところ検討しているところでございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 小谷議員。

○議員（3番 小谷 節雄 君） はい、ありがとうございます。ちょっと私そこはですね特定財源と申しますか追加交付分の交付税も含めてですね、それ一般財源ですけど、それも含めてまだ財源が残されておるといような解釈を実はほんの1分前までしております関係で今後追加対策を打たれるということはもう基本全て町の持ち出しで頑張っていかれるというふうに今理解を致しました。先ほどちょっと出ておりましたけども、経済対策あるいは物価高騰対策をやられる時に今からの補正予算、今日のじゃなくて3月補正予算あるいは新年度予算ということで、スケジュー

一的にまた遅れていくわけですね、遅れと申しますか。先ほど御説明がありましたとおりいろいろ事務的にも煩雑になってくると思いますが、そこあたりは是非先ほどの加賀山議員からのお話でも同様になってしまいますが、なるべくそういう一般財源を持ち出してやるというその町の意味をですねされるのであればなおさらですね、それを早く実現頂くようにですねいろいろ年度末を挟んでの対応となりますがよろしくお願ひしたいと思ひます。

◎議長（小見田 和行 君） ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第51号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。起立多数です。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第4、議案第52号令和7年度あさぎり町水道事業会計補正予算第4号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君） 議案第52号令和7年度あさぎり町水道事業会計補正予算第4号について提案致します。第1条 令和7年度あさぎり町水道事業会計の補正予算第4号は次に定めるところによる。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願ひ致します。

◎議長（小見田 和行 君） 鬼塚上下水道課課長。

●上下水道課長（鬼塚 拓夫 君） はい。それでは、議案第52号について説明致します。まず2ページの第2条から読み上げます。第2条 令和7年度あさぎり町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。収入 第1款 水道事業収益、補正前の額4億4,593万4,000円。補正額ゼロ。計4億4,593万4,000円。詳細につきましては、8ページをお願ひします。水道事業会計補正予算説明書の収益的収入です。1目給水収益 節1水道使用料は、物価高騰により影響を受けた生活者や事業者を支援するため2月と3月の水道使用料の基本料金分について減免を行うことによる減額となります。次の2目他会計補助金 節1他会計補助金は、先ほど説明しました二月分の使用料減少分を一般会計補助金として受け入れるものです。4ページをお願ひします。キャッシュフロー計算書です。右側の下から3行目、資金増加額3,396万円。最下段の資金期末残高は7億4,860万5,000円となる見込みです。5ページをお願ひします。令和7年度あさぎり町水道事業予定貸借対照表です。最下段の資産合計と7ページ最下段の負債資本合計はともに60億4,165万8,756円の見込みです。説明は以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） これ全員協議会でもお尋ねをした案件でございますけれども、2か月間の水道使用料の基本使用料を減免するということだと思ひますが、この2か月という月数ですね。このことについては、町民の方がどう理解されるのか。新年度の予算についてはまだ確定ではございませんので、今後協議をなさることも含めてですね。この2か月という月数についての考え方を詳細にといいますか、お尋ねをできればと思ひます。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。今回の2か月分につきましては1月分使用料2月分使用料という

ことで、2月・3月が請求されるということで、令和7年度分につきましては2か月分と。当初の提案では3か月分ということで、新年度当初予算において1か月分の減免というものを計画しているところであります。非常に事務的な部分もございまして、非常に今回は年度分ということで補正予算を計上させていただいておりますけれども、新年度につきましては再度内部でも検討してみたいと思いますけれども、現時点では、トータルでは3か月分ということで提案させていただきます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） はい。一般会計の先ほど可決された補正予算の財源見ますと一般財源ということですね。ですから交付税の追加交付分を充てるということだと理解もできますけれども、この水道事業については、令和8年度ですか。事業会計についての今後の計画立ても予定されているということです。何を言いたいかというとの水道料金の今後のですね、見通し。そういうものもやっぱり考えていかないと、減免はしたけれどもすぐには言わなくても水道料金の見直しが迫ってくるということも、十分に考えられますので、その点についてですね、町民の皆さんへのきちんとした説明をしていただくことが大事だと思います。その点については、課長、いかがお考えでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 鬼塚課長。はい。今質問されましたとおり水道事業につきましては、料金の改定というのは年号といいますか、経営戦略食の中で財政計画を立てまして検討していかなければならないこととなっておりますけれども、まずは来年度策定予定の経営戦略の見直し。これで他の地区これ以降ですね、整備をまたしていかななくてはなりませんのでそこでまず財政計画を立てて、収支計画、収支を見てですね、何年度ぐらいにどれぐらいの値上げなりをするのかを検討致しまして診療公営企業審議会ですね、そちらとそちらにお話をしまして、その結果、また町民、議会の方にもそうですけれども、町民の方にも十分説明をした上で慎重に対応していきたいというふうに考えております。

◎議長（小見田 和行 君） ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第52号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第52号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第5、議案第53号あさぎり中学校管理棟他改修工事請負変更契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。議案第53号あさぎり中学校管理棟他改修工事請負変更契約の締結について提案致します。提案理由を申し上げます。令和7年6月13日の令和7年度あさぎり町議会第1回会議において議決されたあさぎり中学校管理棟他改修工事請負契約について、請負変更契約を締結する必要が生じたので地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由です。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上可決頂きますよう、よろしくお願い致します。

◎議長（小見田 和行 君） 山内教育課長。

●教育課長（山内 悟 君） はい。それでは、あさぎり中学校管理棟他改修工事請負変更契約の締

結につきまして御説明申し上げます。中ほどになります。1 工事名 あさぎり中学校管理棟他改修工事。2 工事内容、建築工事、電気設備工事、機械設備工事一式。3 工事場所 球磨郡あさぎり町上北地内。4 契約金額 変更前1億3,970万円、変更後1億5,978万、2,537円。今回へ変更による増額 2,008万2,537円。5 契約の相手方 人吉西間上町2479番地1、丸昭建設株式会社 代表取締役松村陽一郎。今回の変更契約内容につきましては、主なものとしまして管理棟の外壁タイルを撤去した際モルタルの剥離などがあったことによる、モルタル塗りの追加。パソコン教室サイリング目地の劣化によるコーキングの追加管理棟の校長室、事務室の機械空調設備の更新、管理棟の電気設備について照明器具の増設などが主な変更契約となるものでございます。説明は以上となります。

◎議長（小見田 和行 君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第50歳3号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第6、報告第18号専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君） 報告第18号専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したで同条第2項の規定により報告致します。詳細につきましては担当課長より説明申し上げますのでよろしくお願い致します。

◎議長（小見田 和行 君） 小田建設課長。

●建設課長（小田 淳 君） 報告第18号につきまして説明致します。2ページをお願いします。専決第1号です。専決処分の根拠は省略させていただきます。中ほどでございますが和解及び副損害賠償の額を定めることにつきましては、次のとおり和解し、損害賠償の額を定めることとします。相手方につきましては記載のとおりでございます。内容につきましては次のページで説明致します。1 公の施設 町道松ヶ野線における事故になります。2 事故の発生状況につきましては、令和7年10月26日午後6時30分頃、あさぎり町須恵地内の町道松ヶ野線において、諏訪神社駐車場より発進した車両が横断側溝グレーチングを跳ね上げ、車両下部のマフラーを損傷したことになります。3 事故の原因につきましては、側溝のグレーチングの設置面が劣化により欠けており、グレーチングが一部浮いた状態となっていることが原因と思われれます。4 事故の損害額につきましては、車両修理額23万5,450円になります。5 実行の責任割合につきましては、町が100%の責任割合となります。6 損害賠償額は23万5,450円になります。7 損害賠償金の補填につきましては、町が加入する全国町村会総合賠償補償保険により全額補填されます。8 和解事項につきましては、町は相手方に対し、本件事故の損害賠償金を支払い、当事者双方は、今後本件に関して裁判上または裁判外において一切の異議及び請求をしないことを誓約し、示談を成立させることとします。9 町の対策としましては、早急に現場の確認を行い、グレーチングの設置面の整正と跳ね上げ防止の対策を行っております。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 報告が終わりました。報告第18号専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について、質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） お諮りします。本日の会議で議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。異議なしと認めます。したがって条項字句数字その他整理を議長に委任することに決定しました。これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。令和7年度あさぎり町議会第7回会議を閉会します。

●議会事務局長（山本 祐二 君） 御起立ください。礼。

---

午前11時1分 閉 会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和8年3月2日

議 長 小見田 和 行

署名議員 橋 本 誠

署名議員 森 岡 勉